

# 消防用設備等点検業務委託 特記仕様書

## 1 業務名称

消防用設備等点検業務委託

## 2 一般事項

- (1) 本業務は、消防法（昭和23年 法律第186号）第17条の3の3に基づく県庁舎内の消防用設備等の定期点検及び、消防法第36条の規定による県庁舎の防災管理点検を実施するものである。
- (2) 本特記仕様書に記載のない事項については、建築保全業務委託標準仕様書による。

## 3 業務履行期間

契約日～令和9年3月26日

## 4 業務履行場所

秋田市山王地内 本庁舎、議会棟、総合庁舎、第二庁舎

## 5 業務内容

### (1) 消防設備点検

#### ①対象設備及び点検項目・回数

消防用設備等点検業務委託工数表（以下「工数表」という。）のとおり。

#### ②点検実施時期

工数表記載の時期に実施するものとする。また、詳細な工程について、発注者と協議するものとし、庁舎内の事情（工事、議会、行事等）による工程調整は柔軟に対応すること。

なお執務に支障がある点検内容（音響鳴動、防火戸動作、救助袋点検、消火設備放出試験等）については、閉庁日（土日等）に実施すること。

#### ③点検結果報告書

各点検完了後、速やかに正副各1部、点検状況写真及び点検設備位置図を添付し提出すること。

#### ④その他

総合点検実施時、必要に応じ各庁舎に設置されている自動火災報知設備の受信機表示名称及び警戒区域図等を現況の配置に合わせ修正を行うこと。

また9月上旬、県庁舎において実施する防災訓練に合わせ、救助袋の設置等の業務に協力すること。

## (2) 防災管理点検

### ①対象庁舎及び点検回数

本庁舎、議会棟、第二庁舎及び総合庁舎について年1回点検を行う。

### ②点検 結果報告書

点検完了後速やかに正副各1部ずつ、点検状況写真を添付して提出すること。

### ③点検実施時期

1回目の消防設備点検時（8～9月頃）に合わせて実施すること。

## 6 その他

### (1) 提出書類

ア 建築保全業務計画書

イ 業務責任者通知書

ウ 作業工程表及び来庁届

エ 点検資格者証の写し

オ 各種点検設備の位置図

カ 点検結果報告書（正副各1部、点検写真を添付すること。）

キ 委託業務完了通知書

ク 成果物引渡書

ケ その他共通仕様書による。

### (2) 貸与資料

発注者から次の資料を貸与することができる。

ア 関係設備完成図書

イ 前年度点検結果報告書

ウ その他、受注者が必要とする資料